

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

定額減税の間違えやすいポイント

Q 令和6年6月分から定額減税の制度が始まりますが、なにか注意すべき点がありますか？

解説

定額減税について、正しく理解していないと間違いやすいポイントがあります。

1. 事業所得や不動産所得などに係るもの

令和6年分の予定納税額からもしくは確定申告を行う人については、令和6年分の確定申告の際に定額減税額を控除できます。

2. 所得制限を超える人に対する定額減税

所得金額が1805万円を超える人でも、給与等に係る税額から控除を行います。結果的に所得制限で定額減税が受けられない場合は年末調整の際に精算しますが、主たる給与収入が2000万円を超える人は年末調整の対象とならないので、**確定申告で精算を行うこと**となります。

3. 令和6年7月以降に扶養親族の人数が変わった場合

最初の月次減税事務を行う時まで提出されている扶養控除等申告書などの記載内容に基づき判定しますが、7月以降に扶養親族の人数が変わった場合は、年末調整または確定申告により精算します。

4. 未払給与に係る月次減税

令和5年分以前の未払給与を6月以降に支給した場合・・・**控除しない**

令和6年分以降の未払給与を6月以降に支給した場合・・・**控除する**

5. 令和6年で控除しきれなかった控除税額

控除しきれなかった減税額については源泉徴収票（給与支払報告書）に「控除外額」として記載し、**控除しきれないおおよその額が市区町村から給付されます。**

要するに…

定額減税の仕組み自体はシンプルですが、細かい点ではいろいろ迷う点があります。Q&Aなども出ていますので、実務で処理する方はしっかり読み込んでおきましょう。